

岡山市障害者自立支援協議会設置要綱

(協議会の目的)

第1条 障害者の地域における生活を支援し、自立と社会参加を促進するため、相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、岡山市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域の関係機関等によるネットワークの構築に向けた協議
- (2) 困難事例への支援のあり方に関する協議、調整
- (3) 地域の障害者等の支援体制に係る課題整理
- (4) 地域の社会資源の活用、改善に向けた協議
- (5) 相談支援の体制整備に関する協議
- (6) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる団体等から選出された者で構成する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 保健・医療関係機関
- (3) 教育関係機関
- (4) 雇用関係機関
- (5) 障害者関係団体
- (6) 障害当事者
- (7) 関係行政機関
- (8) その他協議会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、特定の事項について調査、研究等を行う必要があるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(運営会議)

第8条 協議会の運営に関し、必要な協議、調整等を行うため運営会議を置く。

- 2 運営会議は、岡山市地域活動支援センター I 型の職員及び関係行政機関の職員で構成する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、岡山市地域活動支援センター I 型の職員が連携して担当する。

- 2 事務局における事務の取扱い及び分担については、前項の職員の協議により決定する。
- 3 事務局は、会長を補佐し、本要綱及び協議会の協議に基づき、協議会の事務を遂行する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。